

◆ 認知症支援事業等一覧 ◆

① 認知症初期集中支援チーム 上板町地域包括支援センター ☎694-5597

認知症初期集中支援チームは、医療・介護の職員がチームとしてご自宅を訪問し、医療受診や介護サービスの調整を行うチームです。包括支援センターを通じて利用できます。

② 緊急連絡装置の貸与 上板町役場 福祉介護課 ☎694-6810

日常生活動作に支障があるひとり暮らし高齢者の安全・安心を確保するため、急病や転倒時などの緊急時にボタンを押すだけで看護師等専門家が24時間常駐するコールセンターへ通報できる装置の貸与を行う事業です。

貸与の対象者 本事業の利用対象者は、おおむね75歳以上のひとり暮らし又は、これに準ずる世帯で定期的に安否の確認を行う必要があると認められる方です。

利用者の費用負担 原則として無料です。 ※但し、緊急通報装置を使用するに当たっての必要な電気、電話料金及び緊急装置の移設等の費用は利用者負担となりますのでご了承ください。

緊急時連絡先等の登録 申請の際、緊急時の連絡先や協力員（ご近所の方）の登録が必要です。

※なお、登録された協力員の方には必要に応じて利用者の状況確認や救助活動のご協力をお願いする事がありますが、法的な責任や義務を負うものではありません。

③ 配食サービス 上板町役場 福祉介護課 ☎694-6810

食事の調理が困難な高齢者等に対して、町が委託した事業者が夕食を自宅まで配達し、安否確認を行います。

利用対象者

（1）おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者 （2）世帯の構成員全員がおおむね65歳以上の高齢者世帯 ※（1）、（2）について、同一敷地内で親族等が居住している場合は該当しません。

（3）ホームヘルパー派遣世帯等で町長が必要と認めた者 （4）一人暮らし又はそれに準ずる世帯で身体障がい者手帳を有している方 （5）その他、高齢者サービス調整チームで適当と認められた方

利用者の費用負担 1回 500円

利用回数 月曜日から土曜日までの週6回以内（祝祭日、年末年始は変更する場合があります。）

手続き方法 上板町地域包括支援センター職員が自宅を訪問し、状況確認を行い、申請手続きを行います。

④ 日常生活自立支援事業 上板町社会福祉協議会 ☎694-6155

自分ひとりで契約等の判断を行うことが不安な方やお金の管理に困っている方に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理の支援を行うものです。

※利用には審査が必要になります。詳しくは上板町社会福祉協議会にご連絡ください。

⑤ 上板町高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業 上板町役場 福祉介護課 ☎694-6810

自らの移動手段の確保が困難な高齢者の方がバスまたはタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。

利用対象者 上板町に住所を有し、かつ在宅で生活する65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する方

（1）満75歳以上の方（2）運転免許証を自主返納した方及び、取得しておらず現在、運転資格を有していない方（誓約書の記入をもって運転経歴証明書は不要となります）

助成内容 年額12,000円分の助成券を以下から選択できます。

（1）バス料金助成券のみ 12,000円分 （2）タクシー料金助成券のみ 12,000円分 （3）バスとタクシー料金助成券 バス 6,000円分 タクシー 6,000円

手続き方法

対象者又は代理人が申請書に必要事項を記入し、上板町役場福祉介護課へ提出してください。 ※ 申請の際は、本人確認書類（マイナンバーカード等）を持参してください。

なお、代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。

⑥ 高齢者等見守りシール交付 上板町役場 福祉介護課 ☎694-6810

認知症等により外出後、行方が分からなくなるおそれのある高齢者の早期発見、保護を目的とし、高齢者等見守りシールを交付します。

利用対象者 町内に住所を有する在宅の高齢者又は初老期における認知症と診断された人で、外出後行方がわからなくなるおそれがある人（介護者及び家族からの申請により配布します。）

交付枚数 対象者1人あたり40枚

利用者の費用負担 費用は、無料です（見守りシールの追加交付を希望する方は実費を負担いただきます。）

手続き方法 上板町見守りシール交付事業利用〔新規・変更〕申請書に必要事項をご記入の上、上板町役場福祉介護課窓口にお申込みください。

⑦ ふれあい回収事業 上板町役場 環境保全課 ☎694-6813

大型ごみの回収は原則としてリサイクルセンターで決められた日時に行っていますが、自らが指定場所まで大型ごみを持ち出すことが出来ない方々を対象に、大型ごみを排出者宅前まで直接回収に行くサービスです。

対象世帯 次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難である方

（1）70歳以上のみの世帯（2）心身に障害のある方が同居している世帯（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定区分4・5）

手続き方法 ※利用には申請が必要になります。詳しくは上板町役場環境保全課にご連絡ください。

⑧ 思いやり収集事業 上板町役場 環境保全課 ☎694-6813

高齢者等ごみ出し支援事業として、家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象にご自宅まで家庭ごみの収集にお伺いし、希望者にはごみが出ていない場合にお声をお掛けして、安否確認を行うサービスです。

対象世帯 町内に親族が不在である。又は近隣在住者等の協力を得ることができない等、自力でごみ等を排出することが困難である方

※担当者が聞き取りを行います。

注：自分（家族）で買い物に行っているなど、ごみ出しができるかと判断される場合には、利用対象外となります。

手続き方法 利用には申請が必要になります。詳しくは上板町環境保全課にご連絡ください。

⑨ 高齢者補聴器購入費助成事業 上板町役場 福祉介護課 ☎694-6810

聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、補聴器本体の購入費用の一部を助成します。

対象者 以下の①～⑤をいずれも満たす方 ①上板町に住所を有し、現に居住する満65歳以上の方 ②町税等の滞納がない方 ③聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方

④両耳聴力が40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴であって、聴覚障害の診断書及び意見書を記載できる医師（県知事指定）からの証明がある方

（ただし、両耳聴力が40デシベル未満であっても医師が補聴器の使用の必要性を認めた場合も対象） ⑤過去に本事業の助成を受けていない方

助成金額 補聴器本体の購入費用（上限3万円）※片耳・両耳を問わず上限は3万円です。 手続き方法 利用には申請が必要になります。詳しくは上板町役場福祉介護課にご連絡ください。